

訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出について

四街道市役所高齢者支援課

平成30年10月より、訪問介護における生活援助中心型サービスの利用回数が基準回数を超えるケアプランについて、保険者への届出が必要です。

1 厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護

訪問介護（生活援助中心型サービス）の回数（1月あたり）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基準回数	27回	34回	43回	38回	31回

※上記の回数には、身体介助に引き続き生活援助が中心である訪問介護を行う場合（生活援助加算）の回数を含みません。

2 届出の時期及び期限

平成30年10月1日以降に、利用者の同意を得て交付（作成又は変更※）をした居宅サービス計画により、上記の回数以上の訪問介護を位置付けたものについて、翌月の末日までに届出てください。

〈例〉10月に作成したもの → 11月末日までに届出が必要

※作成又は変更の内容については別紙「訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出書（兼理由書）」を確認してください。

3 提出書類

(1) 「訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出書（兼理由書）」

(2) 居宅サービス計画書「第1表」～「第7表」の写し

※居宅サービス計画書「第1表」は、利用者へ交付し署名があるもの

※居宅介護支援経過「第5表」は、生活援助中心型の訪問介護を位置づけた理由を記載したページのみの提出で可

※用紙のサイズはA4サイズに統一してください

(3) 訪問介護計画書の写し

※指定居宅介護支援事業所（介護支援専門員）が訪問介護事業所から提供を受けたもの

4 提出方法

来庁または郵送にて提出してください。封筒に「ケアプラン届出書」と記載してください。

（郵送先）284-8555 四街道市鹿渡無番地 四街道市役所高齢者支援課賦課給付係宛て

5 その他

- ・届出内容について、問い合わせることがあります。
- ・給付実績により未届であることを確認した場合等には、届出を求めることがあります。